

あれ、これって

ぎやくたい

虐待？

虐待に気づいた人には、通報義務があります。

(通報者の個人情報厳守します。)

ぎやくたい

よさの虐待ほっとライン

0772-43-9033

与謝野町DV・虐待防止センター 専用電話

(FAXは 0772-42-0528 へ)

与謝野町加悦庁舎福祉課・子育て応援課内

安心と生きがいのある福祉のまちづくりのために、

身近な場所でおきているSOSを見逃さないで下さい。

相談でも結構です。DV・虐待を未然に防ぎましょう。

『こんなことが^{ぎやくたい}虐待です。』

子ども、障がい者、お年寄りなど社会的に弱い立場の人たちの
権利が侵害されていませんか。

身体的虐待： 身体に外傷が生じ、もしくは生じるおそれのある
暴行を加えること。または正当な理由なく身体を拘束すること。

性的虐待： わいせつな行為をすること。またはわいせつな行為を
させること。

心理的虐待： 著しい暴言、または著しく拒絶的な対応をすること。
その他著しい心理的外傷を与える言動を行うこと(児童については、同居
の保護者やその他家族などに対する暴力や暴言を見聞きさせること)。

放棄・放任(ネグレクト)： 衰弱させるような著しい減食、長時間
の放置をすること。または身体的虐待・性的虐待・心理的虐待の放置等
養護を著しく怠ること。

経済的虐待： 本人の同意なしに、本人の財産や年金、賃金などを
使うこと。または本人に理由なく金銭を与えないこと。

与謝野町DV・虐待防止センターは、児童虐待防止法、障害者虐待防止法、
高齢者虐待防止法、DV防止法各法により、DV・虐待防止に取り組みます。

発行：与謝野町役場福祉課・子育て応援課

0772-43-9021 (福祉課)

0772-43-9024 (子育て応援課)